

「架空請求」を行う事業者名の公表について

現在、本市消費生活センターには、利用した覚えのない料金の請求など、「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。

これらの架空請求は、消費者の不安を高めるばかりでなく、消費者被害の要因となっています。

こうした架空請求を行う事業者の不適正な取引行為による被害の未然及び拡大防止を図るため、「名古屋市消費生活条例」第 16 条の 4 の規定に基づき、事業者の氏名等を公表します。

なお、今回は、不適正な取引行為を行う事業者への指導体制の強化のため、愛知県との連携をより密にしていく方針の一環で、愛知県の不当請求を行う事業者名の公表と同時に発表することとしました。

記

1 公表の内容

平成 17 年 5 月に本市消費生活センターに多数の相談が寄せられた架空請求を行う事業者の事業者名、住所、請求内容等(下表のとおり)

■ 架空請求を行う事業者名

事業者名	書面に書かれた所在地	架空請求の内容
中央債権回収機構株式会社	東京都中央区銀座 1-12-6	「電子消費者未納利用請求最終通達書」という名称を使用。 電子消費者料金未納分につき、利用会社又は回収業者から委託を受けたので、連絡がない場合は、指定の裁判所への出廷、裁判所による給料・不動産等の差し押さえを強制的に行うことを通知。

		連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。
関東弁護士連合会 さくら総合法律事務所	東京都新宿区四谷1丁目6 番地四谷見附ビル13階	「受任報告書」という名称を使用。 通信販売で購入した「美容関連商品」について、裁判所への提訴が受理され、商品販売業者から自社が受任した旨を通知。 後日、裁判所からの出廷命令が通達され指定の裁判所への出廷となると記載して不安を持たせ、裁判の取下げを希望する場合の連絡先として事務所の電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。
法務局共同事務センター	東京都文京区湯島 4-4-1	「総合消費料金未納分最終通知」という名称を使用。 総合消費料金未納分につき、委託を受けたので、連絡がない場合は、指定の裁判所への出廷、裁判所による給料・不動産等の差し押さえを強制的に行うことを通知。 連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。
国民財務管理事務局	東京都港区赤坂 2-16-11	「電子消費者未納利用請求最終通達書」という名称を使用。 電子消費者料金未納分につき、利用会社又は回収業者から委託を受けたので、連絡がない場合は、指定の裁判所への出廷、裁判所による給料・不動産等の差し押さえを強制的に行うことを通知。 連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。
法務局認定法人 国民消費総合管理局	東京都千代田区大手町 2 丁目 21 番地 5 号	「総合消費料金未納分訴訟最終通達書」という名称を使用。 総合消費料金未納分につき、契約会社及び運営会社から訴訟を受けたので、連絡がない場合は、裁判所による給料・動産の差し押さえを強制的に行うことを通

		<p>知。</p> <p>法務局認定法人の名称を用い、民事訴訟及び裁判取下げ等の相談に關しての連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
<p>法務局認定法人 訴訟通達管理事務局</p>	<p>東京都千代田区永田町 2 丁目 10 番地 7 号</p>	<p>「消費料金未納分訴訟最終通達書」という名称を使用。</p> <p>未納の総合消費料金につき、契約会社ないし運営会社から、民事訴訟として訴状の提出がなされ、期日までに連絡がない場合は、裁判所による給料・不動産等の差し押さえを強制的に行うことを通知。</p> <p>法務局認定法人の名称を用い、民事訴訟及び裁判取下げ等の相談に關しての連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
<p>財団法人 日本管理事務局</p>	<p>東京都千代田区鍛冶町 2 -9-7 東京都千代田区岩本町 1 -7-9</p>	<p>「総合消費料金未納分最終通達書」という名称を使用。</p> <p>総合消費料金未納分につき、契約会社及び回収業者から委託を受けたので、連絡がない場合は、指定の裁判所への出廷、裁判所による給料・不動産等の差し押さえを強制的に行うことを通知。</p> <p>財団法人の名称を用い、連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
<p>法務局事務センター</p>	<p>東京都台東区東上野 4- 27-1</p>	<p>「総合消費料金未納分最終通知」という名称を使用。</p> <p>総合消費料金未納分につき、契約会社から回収委託を受けたので、連絡がない場合は、指定の裁判所への出廷、裁判所による給料・不動産等の差し押さえを強制的に行うことを通知。</p> <p>連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>

なお、請求文面は、別添(例示)のとおりです。

2 被害にあわないために

- 架空請求のハガキなどは、不特定多数の人に送りつけられています。
- 事業者電話することは、電話番号などの自分の情報を知らせることになります。相手に連絡を取らないでください。
- 心当たりがなければ、絶対に無視してください。
- 対応に困った場合は、
名古屋市消費生活センターの**架空請求ホットダイヤル**へご相談ください。

3 その他

愛知県で公表している不当請求を行う事業者名についても、県ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/> に掲載されます。

■ 参考

名古屋市消費生活条例(抜粋)

(不適正な取引行為に対する緊急措置)

第16条の4 市長は、事業者が行う不適正な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不適正な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不適正な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び所在地その他必要な事項を公表するものとする。

■ 「架空請求」はがきの文面

総合消費料金未納分最終通知

管理コード BB2741-M09

この度は、御通知致しましたのは、総合消費料金未納分についてです。貴殿の御利用されました、総合消費料金未納分について御契約会社及び、回収業者委託を受けましたので、当局まで、御連絡ください。

こちら、「総合消費者民法特例法」上、法務局許可通知書となっておりますので、連絡なきお客様につきまして、止むを得ず裁判所からの書類通達所、指定裁判所への出廷となります。又、裁判後の処置と致しまして、給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを強制執行させていただきます。又、当局と執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くよう、お願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので承諾の上、御返送下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護のため、請求金額、支払い方法は当局職員まで御連絡ください。
以上を持ちまして最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日

平成17年 〇月〇〇日

法務局共同事務センター

〒113-0034

東京都文京区湯島4-4-1

(代表) TEL 03-3〇1〇-4〇3〇

電話受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)

電子消費者未納利用請求最終通達書

分類コード R-145710

この度ご通知致しましたのは、貴殿のご利用された「電子消費者料金未納分」について、ご利用会社、又は回収業者から委任を受けましたので、大至急当局までご連絡下さい。

こちら「電子消費者民法特例法」上、法務省認可通達書となっておりますので、連絡なきお客様につきましてはやむを得ず裁判所からの書類送達後、指定の裁判所へ出廷となります。また裁判所の措置と致しまして給与差し押さえ及び、動産物・不動産物差し押さえを強制執行させて頂きますゆえ、当局と執行官による「執行証書の交付」を承認して頂くようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますので、承諾の上ご返送ください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、請求金額・振支払い方法等は当局職員にご確認下さい。

以上をもちまして最終通告とさせていただきます。

裁判所取下げ最終期日 平成17年 〇月〇〇日

国民財務管理事務局

営業時間 平日9:00~17:00 休日 土・日・祝日

〒107-6015 東京都港区赤坂2-16-11

03-5〇〇8-〇1〇8